

ラベルでアクション リスクアセスメント・安全対策



会議室・休憩所に掲示

労働災害を防止するため
リスクアセスメントを実施しましょう

労働安全衛生法が改正されました（平成28年6月1日施行）

正の危険有害性のある化学物質（640物質）について、事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられました。請取提供時に容器などへのラベル表示が義務づけられました。

リスクアセスメントとは>

物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への健康被害を発生させるおそれの程度を評価し、リスクの低減対策を講ずることをいいます。

対象となる事業場は>

1. 事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

2. 企業、建設業だけでなく、清掃業・卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

作業前に表示を確認!



この表示がある材料は

- 「リスクアセスメント」
- 「安全対策」

が必要です!!!!

ラッカーズプレー使用時の保護具

危険有害性を確認し、安全対策を講じよう!

【悪い例】

- × 保護メガネ無し
- × 防毒マスクなし
- × 軍手NG

ラッカーズプレー使用時の保護具 【正しい例】

保護メガネ

防毒マスク

ゴム手袋

【悪い例】

- × 保護メガネ無し
- × 防毒マスクなし
- × 軍手NG

危険作業を確認し、安全対策を行おう!!